

横浜市介護保険条例の一部改正

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和2年度の保険料率を改めるため、横浜市介護保険条例の一部を改正します。

2 改正の概要

介護保険法施行令の一部改正により、低所得の第1号被保険者の保険料軽減強化を行うこととされたことから、対象者について軽減後の保険料額に改めます。

令和元年10月から消費税率が上げられたことに伴い、令和元年度において半年分の軽減を実施していますが、今回の令和2年度の改正については、1年分の軽減を実施するものです。

(1) 令和2年度の介護保険料率の改定（第4条）

段階	対象者	現行 第7期（令和元年度）		改正後 第7期（令和2年度）	
		割合	年間保険料 （月額換算）	割合	年間保険料 （月額換算）
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	0.325	24,180円 (2,010円)	0.25	18,600円 (1,550円)
第2段階	本人が市民税非課税 世帯非課税	0.325	24,180円 (2,010円)	0.25	18,600円 (1,550円)
第3段階		0.475	35,340円 (2,940円)	0.35	26,040円 (2,170円)
第4段階		0.625	46,500円 (3,870円)	0.60	44,640円 (3,720円)
第5段階		0.90	66,960円 (5,580円)	0.90	66,960円 (5,580円)
第6段階 <基準額>	上記以外	1.00	74,400円 (6,200円)	1.00	74,400円 (6,200円)
第7段階	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	1.07	79,600円 (6,630円)	1.07	79,600円 (6,630円)
第8段階		1.10	81,840円 (6,820円)	1.10	81,840円 (6,820円)
第9段階		1.27	94,480円 (7,870円)	1.27	94,480円 (7,870円)
第10段階		1.55	115,320円 (9,610円)	1.55	115,320円 (9,610円)
第11段階		1.69	125,730円 (10,470円)	1.69	125,730円 (10,470円)
第12段階		1.96	145,820円 (12,150円)	1.96	145,820円 (12,150円)
第13段階		2.28	169,630円 (14,130円)	2.28	169,630円 (14,130円)
第14段階		2.60	193,440円 (16,120円)	2.60	193,440円 (16,120円)
第15段階		2.80	208,320円 (17,360円)	2.80	208,320円 (17,360円)
第16段階		3.00	223,200円 (18,600円)	3.00	223,200円 (18,600円)

(2) 令和2年度の普通徴収に係る各納期の保険料納付額の改定（第6条第1項）

段階	現行の納付額 第7期(令和元年度)		改正後の納付額 第7期(令和2年度)	
	6月期	7月期～3月期	6月期	7月期～3月期
第1, 2段階	2, 490円	2, 410円	1, 860円	1, 860円
第3段階	3, 570円	3, 530円	2, 640円	2, 600円
第4段階	4, 650円	4, 650円	4, 500円	4, 460円

※年間保険料額を納期数(10期)で割り、均等な額としますが、10円未満の端数が発生する場合には、最初の納期(6月期)に合算します。

3 施行予定日

公布の日から施行し、保険料は令和2年度分から適用します。